

民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求める請願

女性の社会進出や家族の形態、ライフスタイルが多様化し、人々の意識も変化しています。わが国では夫婦別姓での婚姻届が認められていないため、法律婚の96%が夫の姓になっており、結婚による改姓の不利益や不都合が生じています。通称使用を認める方策がとられるようになっても、法律で夫婦同姓の強制は両性の平等に反し、不利益を強いていることには変わりはありません。2015年最高裁は同姓規定を合憲としましたが、議論を国会に委ねています。法改正に向けた議論を求めます。

民法733条は離婚後に生まれる子の父子関係を規定するために、女性にだけ再婚を禁止する期間を定めています。2016年6月、改正後6ヶ月が100日に短縮されました。実態に合わず、無戸籍となる場合があるなど、子の利益に反する結果となっています。規定の廃止を求めます。

2013年12月違憲判決の結果、婚外子相続差別が解消され、嫡出子、嫡出でない子を区別して記載する意味も、必要もなくなったにも拘わらず、戸籍法の改正は見送られ依然差別的表記が続いています。子どもに対する不当な差別です。

国連人権諸機関は、民法および戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に繰り返し勧告しています。一日も早く国会に改正法案が提出され、実現するよう以下のことを要望します。

1. 選択的夫婦別姓制度導入
2. 女性にだけある再婚禁止期間の廃止
3. 戸籍法における婚外子差別撤廃

氏名	住所

取扱団体 公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会

〒169-0073 東京都新宿区百人町 2-23-5

TEL 03-3361-0934 FAX 03-3361-1160

署名用紙は二枚になっています。同じ方の署名を二枚共に記入ください。

この署名は衆議院に提出します。参議院提出用紙にもご署名をお願いします。(締め切り 3月15日)

民法 戸籍法の差別的規定の廃止・法改正を求める請願

女性の社会進出や家族の形態、ライフスタイルが多様化し、人々の意識も変化しています。わが国では夫婦別姓での婚姻届が認められていないため、法律婚の96%が夫の姓になっており、結婚による改姓の不利益や不都合が生じています。通称使用を認める方策がとられるようになっても、法律で夫婦同姓の強制は両性の平等に反し、不利益を強いていることには変わりはありません。2015年最高裁は同姓規定を合憲としましたが、議論を国会に委ねています。法改正に向けた議論を求めます。

民法733条は離婚後に生まれる子の父子関係を規定するために、女性にだけ再婚を禁止する期間を定めています。2016年6月、改正後6ヶ月が100日に短縮されました。実態に合わず、無戸籍となる場合があるなど、子の利益に反する結果となっています。規定の廃止を求めます。

2013年12月違憲判決の結果、婚外子相続差別が解消され、嫡出子、嫡出でない子を区別して記載する意味も、必要なくなったにも拘わらず、戸籍法の改正は見送られ依然差別的表記が続いています。子どもに対する不当な差別です。

国連人権諸機関は、民法および戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に繰り返し勧告しています。一日も早く国会に改正法案が提出され、実現するよう以下のことを要望します。

1. 選択的夫婦別姓制度導入
2. 女性にだけある再婚禁止期間の廃止
3. 戸籍法における婚外子差別撤廃

氏 名	住 所

取扱団体 公益財団法人 日本キリスト教婦人矯風会

〒169-0073 東京都新宿区百人町 2-23-5

TEL 03-3361-0934 FAX 03-3361-1160

署名用紙は二枚になっています。同じ方の署名を二枚共に記入ください。

この署名は参議院に提出します。衆議院提出用紙にもご署名をお願いします。(締め切り 3月15日)